

市川市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市防災会議条例（昭和37年条例第24号）第6条の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 市川市防災会議条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 防災会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 議題及び審議経過
- (4) 前3号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

(専決処分)

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置に関すること。

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(防災会議の事務)

第6条 防災会議の事務は、危機管理室において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和46年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。